

危機管理マニュアル

制定: 令和8年5月27日 (年1回以上見直し)

【目次】

- 第1章 総則・危機管理体制
- 第2章 危機事案の種類と初動対応
- 第3章 不祥事対応手順
- 第4章 自然災害・感染症対応
- 第5章 情報漏洩・サイバー攻撃対応
- 第6章 広報・メディア対応
- 第7章 平時からの備え・訓練
- 【別紙】緊急連絡先一覧・対応フロー図

第1章 総則・危機管理体制

1. 目的

本マニュアルは、一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会(以下「当協会」という。)において危機事案が発生した場合に、組織として迅速・的確に対応するための行動基準及び手順を定め、被害の最小化・早期収束及び再発防止を図ることを目的とする。

2. 危機管理の基本方針

- ・人命・安全の確保を最優先とする
- ・正確な情報の収集・共有・報告を徹底する
- ・組織として一体的に対応し、個人判断による对外発信は行わない
- ・被害者・関係者への誠実な対応を基本とする
- ・隠蔽・虚偽報告は行わない

3. 危機管理体制

役割	担当者	主な責務
危機管理最高責任者	理事長 牛尾洋人	最終意思決定・对外表明・JPC 等への報告
危機管理担当理事	理事(輪番制)	対策本部の指揮・調査の指示・対策立案

事務局長(書記)	石原和典	情報収集・記録・関係者連絡・資料整理
顧問弁護士	(選定中)	法的判断・調査指導・外部対応の助言
コンプライアンス 委員会	委員長(弁護士)他	不祥事・コンプライアンス違反の調査・勧告
広報担当	理事長指名の職員	メディア対応・SNS 管理・声明文の作成

4. 対策本部の設置

次の各号のいずれかに該当する事態が生じた場合、理事長は直ちに危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

- (1)重大な不祥事(ハラスメント・暴力・横領等)の発生又は疑い
 - (2)当協会に対する法的請求・行政調査の開始
 - (3)メディア・SNS 等での重大な報道・拡散
 - (4)大規模自然災害・感染症蔓延による事業継続への重大な影響
 - (5)情報漏洩・システム障害等の重大なリスク事案の発生
 - (6)その他理事長が対策本部の設置を必要と認めた場合
- 2 対策本部は、危機管理最高責任者(理事長)、危機管理担当理事、事務局長及び必要に応じて顧問弁護士等で構成する。
- 3 対策本部は、危機が収束するまでの間、継続的に対応状況の確認・指示を行う。

第2章 危機事案の類型と初動対応

1. 危機事案の類型

類型	主な事案例	初動のポイント
A 不祥事	ハラスメント・暴力行為・横領・不正経理・コンプライアンス違反	被害者保護・証拠保全・加害者からの分離・顧問弁護士への相談
B 自然災害	地震・台風・洪水・火災等による事業所・施設への被害	人命確認・避難誘導・施設安全確認・事業継続判断
C 感染症	役職員・選手の集団感染・感染拡大	感染者隔離・行政機関への報告・大会・施設の休止判断
D 情報漏洩	個人情報流出・システム不正アクセス・USB 紛失等	漏洩範囲の特定・システム遮断・本人通知・行政報告
E 法的紛争	訴訟・JSAA 仲裁申立て・行政調査・クレーム対応	証拠保全・顧問弁護士への即時相談・対外応答の一元化
F SNS 炎上	役職員・選手の SNS 投稿による炎上・誤情報拡散	投稿の把握・削除判断・声明発表・本人への指導

2. 初動対応の共通手順(発生から 24 時間以内)

手順	アクション	担当者
STEP 1	事案の第一報を受理・内容を把握	事務局長(または最初に把握した者)
STEP 2	理事長へ即時報告(口頭→書面)	事務局長
STEP 3	理事長が事案の重大性を判断・対策本部設置の決定	理事長
STEP 4	対策本部の召集(緊急の場合はオンライン可)	理事長
STEP 5	事実関係の確認・証拠保全の実施	事務局長・顧問弁護士
STEP 6	JPC・スポーツ庁・関係機関への報告要否の判断	理事長・顧問弁護士
STEP 7	対外発表の要否・方法・タイミングの決定	対策本部(全員)
STEP 8	被害者・関係者への連絡・支援	担当理事・事務局長

第3章 不祥事対応手順

1. ハラスメント・暴力行為

- ・被害者の安全確保を最優先とし、被害者を加害者から即時に分離する
- ・被害者の同意を得たうえで、医療機関・カウンセリングへつなぐ
- ・コンプライアンス委員会に調査を依頼する(顧問弁護士が指揮)
- ・調査期間中、加害者の活動を停止させる(暫定措置)
- ・調査結果に基づき、懲罰規程に従い処分を決定する
- ・再発防止策を策定し、理事会で承認の上、全構成員に周知する
- ・JPC・スポーツ庁への報告が必要な場合は、報告書を提出する

2. 財務不正・横領

- ・事実確認のため、関係する帳簿・証憑書類を即時保全する
- ・顧問弁護士・顧問税理士に相談し、被害額及び証拠を確定する
- ・理事会で対応方針を決定する(刑事告訴の要否を含む)
- ・補助金・助成金に影響が及ぶ場合は、交付機関(スポーツ庁等)に報告する
- ・監事に対して調査結果及び対応策を報告する

3. 不祥事対応のタイムライン

時期	対応事項
発生～24 時間	第一報・事実確認・対策本部設置・被害者保護・証拠保全
1～3 日	コンプライアンス委員会への付託・弁護士による調査開始・暫定措置の実施
1～2 週間	事実調査・当事者からの聴取・関係機関への報告
2～4 週間	調査報告書の作成・理事会への報告・処分の決定
処分決定後	処分通知(JSAA 仲裁案内含む)・再発防止策の策定・公表

第4章 自然災害・感染症対応

1. 自然災害発生時

■ 大地震発生時

- ・まず身の安全を確保(机の下へ・出口確保・頭部保護)
- ・揺れが収まったら役職員・在所者の安全確認と応急処置
- ・施設の安全点検後、必要に応じて避難誘導を行う
- ・理事長に状況を報告し、事業継続・休止の判断を仰ぐ
- ・大分市・大分県の防災情報を確認し、指示に従う
- ・キネサポ施設については、別途各施設の BCP マニュアルに従う

■ 台風・洪水発生時

- ・気象情報・避難勧告を随時確認する
- ・大会・イベントは原則として事前に中止・延期を判断する(基準:警報発令時)
- ・施設の浸水・被害を確認し、必要に応じて資材・機器を上階へ移動する

2. 感染症(集団感染等)発生時

- ・感染者を特定し、即時自宅待機・医療機関受診を指示する
- ・感染者の濃厚接触者を特定し、同様に待機・検査を実施する
- ・施設の消毒・換気を行い、感染拡大防止措置を講じる
- ・大分県・大分市の保健所に報告し、指示に従う
- ・大会・合宿・研修等の開催の可否を判断する(感染状況を踏まえ理事会決定)
- ・関係者(参加者・保護者・地域行政)への情報提供を行う

第5章 情報漏洩・サイバー攻撃対応

1. 個人情報漏洩発生時

- ・漏洩の範囲・原因を直ちに特定する
- ・個人情報保護委員会への報告要否を顧問弁護士に確認する(重大事案は 72 時間以内報告)
- ・漏洩した個人情報の本人(選手・保護者等)に対して速やかに連絡・謝罪する

- ・再発防止のためのシステム・運用の改善策を策定する
- ・対応状況を理事会に報告する

2. サイバー攻撃・システム障害時

- ・被害を受けたシステムをネットワークから即時切断する
- ・バックアップデータの確認・復元を行う
- ・被害範囲・原因の調査(必要に応じて専門業者に依頼)
- ・警察署(サイバー犯罪相談窓口)への相談を検討する
- ・ウェブサイト・SNS の改ざんが疑われる場合は、アクセスを一時停止する

第6章 広報・メディア対応

1. 基本原則

- ・対外発信は理事長(又は理事長が指名した広報担当者)のみが行う
- ・役職員・選手は個人として対外的なコメントをしない
- ・事実が確認されていない段階での憶測・推測の発信は行わない
- ・被害者・関係者のプライバシーに最大限配慮する

2. メディア取材への対応

- ・取材申込みは事務局が一元管理する
- ・取材に応じる場合は、事前に顧問弁護士のアドバイスを受ける
- ・コメントを求められた場合は「調査中・確認中」と回答し、確定情報のみを発信する
- ・記者会見を実施する場合は、事前に想定問答集を準備する

3. SNS・ウェブサイト管理

- ・危機発生時は SNS の定期投稿を一時停止する
- ・誤情報・デマが拡散している場合は、公式ウェブサイト・SNS で正確な情報を発信する
- ・役職員・選手の個人 SNS についても、関連する投稿を控えるよう周知する

4. 声明文の発信手順

手順	内容	担当
①	声明文の草案作成	事務局長・広報担当
②	顧問弁護士による確認・修正	顧問弁護士
③	理事長による最終確認・承認	理事長
④	ウェブサイト・SNS・メール等での発信	事務局長
⑤	発信後の反応モニタリング	広報担当

第7章 平時からの備え・訓練

1. 平時の備え

- ・重要書類・会計データは定期的にバックアップを行い、オフサイト保管する
- ・緊急連絡先一覧(別紙)を常に最新状態に保ち、役職員全員が把握する
- ・顧問弁護士・顧問税理士との連絡体制を整備する
- ・本マニュアルを毎年度見直し、改訂版を理事会に報告する
- ・重要な補助金の交付要綱・精算ルールを事務局が把握・管理する

2. 年間訓練・研修計画

時期	内容	対象
毎年度 11 月	危機管理マニュアルの読み合わせ・見直し	役員・職員全員
毎年度 1 月	不祥事対応シミュレーション訓練	役員・職員全員
毎年度 3 月	情報漏洩・サイバー攻撃対応確認	事務局職員
大会前	緊急連絡・救護体制の確認	担当スタッフ

【別紙】 緊急連絡先一覧(最終更新:令和8年5月27日)

区分	氏名・機関名	電話番号	備考
理事長	牛尾 洋人	090-8471-1919	最優先連絡先
事務局長(書記)	石原 和典	090-3099-1206	
顧問弁護士	(選任中)		不祥事・法的紛争
顧問税理士	瀬山税理士会計事務所	097-537-7111	財務・税務
JPC(事務局)	平野様	03-6804-3300	重大不祥事の報告
大分県スポーツ推進課		097-506-3060	補助金・行政報告
大分市保健所		097-536-2764	感染症発生時
大分県警(サイバー相談)		097-536-3111	情報漏洩・不正アクセス

JSAA(仲裁機構)	日本スポーツ仲裁機構	03-6427-9488	処分・選考紛争
救急・火災	消防・救急	119	
警察		110	

※ 本一覧は毎年度更新すること。変更が生じた場合は直ちに更新し、役員・職員全員に周知する。

一般社団法人日本デフビーチバレーボール協会
〒870-0873 大分県大分市高尾台 1-1-2
理事長 牛尾 洋人